

2 事務分掌

(令和7年4月1日現在)

部	課	班	事務分掌
経営管理部	企業総務課	局の行政全般の円滑な管理運営並びに適正な人事管理及び職員の資質向上を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		総務情報班	ア 秘書に関すること。 イ 公印の保管及び管理に関すること。 ウ 文書の受領、配布及び発送に関すること。 エ 文書の編集、保存及び廃棄に関すること。 オ 企業管理規程等の例規審査に関すること。 カ 公文書開示の調整に関すること。 キ 自動車損害保険事務の総括に関すること。 ク 日本水道協会、日本工業用水協会等に関すること。 ケ 危機管理及び災害対策に係る連絡調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 コ 建物等損害保険に関すること。 サ 庁舎の維持管理に関すること。 シ 統計に関すること。 ス 公営企業に係る資料の収集に関すること。 セ 広報及び広聴に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 ソ 情報化推進に関すること。 タ 和歌山市企業局における行政ネットワークシステムの運用管理に関すること。 チ 電算組織の運用管理に関すること（他課が設置しているものを除く。）。 ツ 課内他班の所管に属しないこと。
		職員班	ア 職員の定数及び配置に関すること。 イ 職員の任免、服務、分限及び懲戒に関すること。 ウ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。 エ 職員の研修に関すること。 オ 職員の給与の支給に関すること。 カ 職員の児童手当の認定及び支給に関すること。 キ 職員の旅行手続に関すること。 ク 職員の保健衛生及び福利厚生に関すること。 ケ 公務災害に関すること。 コ 労働組合に関すること。

部	課	班	事 務 分 掌	
	契約課	適正な公共調達の実施を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。		
		物品の検収に関すること。		
		工事契約班	ア	建設業者、建設コンサルタント等の入札参加資格登録に関すること。
			イ	工事の入札及び契約に関すること。
			ウ	工事に係る設計、調査、測量等の業務委託の入札及び契約に関すること。
			エ	入札監視委員会に関すること。
			オ	工事関係の証明に関すること。
			カ	和歌山市優良建設工事表彰に関すること。
			キ	工事の技術的事項に係る指導及び連絡調整に関すること。
			ク	工事の監督事項に係る連絡調整に関すること。
	ケ		工事及び工事に係る測量、調査、設計等の業務の成績評定に関すること。	
	コ	課内他班の所管に属しないこと。		
	調達班	ア	物品の調達及び修繕並びに役務の調達に係る入札参加資格登録に関すること。	
		イ	役務の調達に係る入札に関すること。	
		ウ	物品資材の調達及び修繕契約に関すること。	
		エ	物品資材の出納及び保管に関すること。	
オ		不用品の受入れ、廃棄及び処分に関すること。		
カ		たな卸資産に関すること。		
経理課	企業会計の適切な運用及び健全な財政運営を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。			
	経理班	ア	決算及び財務諸表の作成に関すること。	
		イ	資金の調達及び運用に関すること。	
		ウ	現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。	
		エ	小切手の振出しに関すること。	
		オ	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。	
		カ	支出伺いの審査に関すること。	
		キ	固定資産台帳に関すること。	
		ク	普通財産の管理及び処分に関すること。	
	ケ	課内他班の所管に属しないこと。		
財務経営班	ア	財政計画に関すること。		
	イ	経営分析に関すること。		
	ウ	予算の編成及び執行に関すること。		
	エ	企業債の借入れに関すること。		
	オ	料金制度に関すること。		
	カ	剰余金の処理及び積立金に関すること。		
	キ	行財政改革及び経営健全化に関すること。		
ク	アセットマネジメントに係る総合調整に関すること。			

部	課	班	事 務 分 掌
	営業課	水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、公共下水道事業分担金、農業及び漁業集落排水処理施設使用料並びに農業及び漁業集落排水に係る受益者分担金（以下「水道料金等」という。）の適正な徴収並びに給水装置の適正な設置、管理及び運用を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		料金班	ア 水道料金等の収納金の整理に関すること。 イ 水道料金等の滞納整理に関すること。 ウ 停水等に関すること。 エ 水道料金等の統計に関すること。 オ 水道メーターの検針及び使用水量の認定に関すること。 カ 水道料金等の調定（下水道企画建設課の所管に属するものを除く。）及び収納に関すること。 キ 水道料金等の減免（下水道企画建設課の所管に属するものを除く。）及び還付に関すること。 ク 開栓、閉栓等水道使用に係る各種受付に関すること。 ケ 集合住宅の各戸検針契約に関すること。 コ 農業及び漁業集落排水に係る受益者分担金の賦課に関すること。 サ 集落排水処理施設の供用開始に関すること。 シ 集落排水事業の普及促進に関すること。 ス 課内他班の所管に属しないこと。
		給水装置班	ア 手数料その他諸収入金の調定及び収入に関すること。 イ 加入金に関すること。 ウ 指定給水装置工事事業者の認可、登録及び更新制度に関すること。 エ 工業用水道（責任消費水量制）の契約に関すること。 オ 既設高台団地の給水施設等引取りに関すること。 カ 指定給水装置工事事業者の施工する給水装置工事に係る設計審査、指導及び調査に関すること。 キ 給水装置工事の検査に関すること。 ク 給水装置台帳の調査、作成及び管理に関すること。 ケ 無届工事及び使用の調査及び指導に関すること。 コ 給水本管引取り（採納）に関すること。
		量水器班	ア 量水器の取付け、取替え及び撤去に関すること。 イ 量水器の修復、整備及び試験に関すること。 ウ 集合住宅の各戸検針に係る計量承認に関すること。
	技術管理課	公共調達の適正な検査及び技術管理を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
			ア 工事の検査に関すること。 イ 工事の監察に関すること。 ウ 設計審査に関すること。

部	課	班	事 務 分 掌
水道工務部	水道企画課	上水道及び工業用水道の基本計画に係る企画及び総合調整を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		水道企画班	ア 水利権に関すること。 イ 水道事業及び工業用水道事業の認可等届出に関すること。 ウ 水道事業及び工業用水道事業に係る和歌山市長期総合計画に関すること。 エ 水道ビジョンに関すること。 オ 上水道及び工業用水道の基本計画策定に関すること。 カ 水資源の開発等計画に関すること。 キ 施設整備事業及び送水管整備事業の企画及び計画並びに総合調整に関すること。 ク 補助事業に係る計画及び調整に関すること。 ケ 有収率の向上計画及び総合調整に関すること。 コ 渇水対策の総合調整に関すること。 サ 水道施設に係る災害対策の計画に関すること。 シ 課内他班の所管に属しないこと。
		水道施設班	ア 上水道にあつては送水管の工事に係る調査、実施計画、設計、施工及び監督に関すること。 イ 工業用水道にあつては中継ポンプ所から需要者までの配水管を除く管路の新設工事に係る調査、実施計画、施工及び監督に関すること。 ウ 公共工事に伴う、上水道にあつては送水管、工業用水道にあつては各中継ポンプ所から需要者までの配水管を除く管路（以下「送水管等」という。）の支障移転工事に係る調査、設計、施工及び監督に関すること（支障等移転に伴う協議及び調整を含む。）。 エ 加納浄水場の更新工事に係る調査、実施計画、設計、施工及び監督に関すること。 オ 工業用水道の改築工事に係る調査、実施計画、設計、施工及び監督に関すること。 カ 一次配水池の更新工事及び耐震補強に係る調査、実施計画、設計、施工及び監督に関すること。 キ 工事物資材の採用及び水道施設の施工基準に関すること。 ク 設計積算システムに関すること。

部	課	班	事 務 分 掌
	管路整備課	水道管路の新設及び改善を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		計画班	ア 管網計画に関すること。 イ 配水管（浄水場、配水池及びポンプ所敷地内を除く。）の布設及び改善計画等に関すること。 ウ 材料支給に関すること。 エ 課内他班の所管に属しないこと。
		管路第 1 班	ア 配水管の新設工事及び支障移設工事並びにそれらに伴う改良工事に係る実施計画、設計、施工及び監督に関すること。
		管路第 2 班	ア 配水管の改善工事及びそれに伴う改良工事に係る実施計画、設計、施工及び監督に関すること。
	維持管理課	水道管路の維持及び漏水修繕を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する（管路の維持に関しては、導水管及び送水管を除く。）。	
		管理班	ア 配水管の占用許可等の管理に関すること。 イ 配管図等の管理に関すること。 ウ 地下埋設物協議等に関すること。 エ 課内他班の所管に属しないこと。
		維持第 1 班	ア 漏水等水道に関する受付業務に関すること。 イ 送水管等、配水管（以下「配水管等」という。）及び給水管の漏水修繕に関すること。 ウ 漏水調査の実施並びに委託の設計、施工及び監督に関すること。 エ 配水管等の保全維持並びにそれに係る設計、施工及び監督に関すること。 オ 非常事態時及び緊急事態時の出動に関すること。
		維持第 2 班	ア 配水管等及び給水管の漏水修繕に関すること。 イ 配水管等及び給水管の漏水修繕の設計、施工及び監督に関すること。 ウ 配水管・附属装置の点検委託及び改善に関すること。 エ 鉛管対策に関すること。 オ 非常事態時及び緊急事態時の出動に関すること。 カ 漏水防止対策及び管路維持に伴う資料の収集及び分析に関すること（導水管及び送水管を除く。）。 キ 通水排水協議会に関すること。 ク 公共工事に伴う配水管支障移転の協議及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

部	課	班	事 務 分 掌
	上・工業用 水道管理課	上水及び工業用水の生産並びに浄水場の管理を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		管理班	ア 上水道及び工業用水道財産の管理に関すること。 イ 課所管の取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水管を除く配水施設（（3）において「諸施設」という。）の総括的管理及び指導に関すること。 ウ 課所管の諸施設の総括的維持管理計画並びに改善工事の設計、施工及び監督に関すること。 エ 上水道及び工業用水道の各浄水場の生産及び生産事業計画のまとめに関すること。 オ 課内他班の所管に属しないこと。
		加納浄水場	ア 加納系に属する上水の生産及び生産事業計画に関すること。 イ 加納系に属する施設の維持管理に関すること。
		出島浄水場	ア 出島系に属する上水の生産及び生産事業計画に関すること。 イ 出島系に属する施設の維持管理に関すること。
		水質試験事務所	ア 課所管の水質試験検査に関すること。 イ 水質及び水道施設の調査、研究及び指導に関すること。 ウ 他課の給水に関わる水質試験検査に関すること。 エ 他の水道事業体等との検査の協力に関すること。
		六十谷第1・第2浄水場	ア 六十谷第1系及び六十谷第2系に属する工業用水の生産及び生産事業計画に関すること。 イ 六十谷第1系及び六十谷第2系に属する施設の維持管理に関すること。
下水道部	下水道企画 建設課	公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水（以下「公共下水道等」という。）の事業に係る計画、整備、経営及び啓発を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		企画班	ア 公共下水道等の事業に係る和歌山市長期総合計画に関すること。 イ 公共下水道等の事業の啓発に関すること。 ウ 公共下水道等の事業に係る補助金の請求及び実績報告等に関すること。 エ 公共下水道の供用開始に係る告示に関すること。 オ 下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金の調定に関すること。 カ 日本下水道協会等に関すること。 キ 課内他班の所管に属しないこと。
		計画班	ア 公共下水道等の計画（集落排水については、将来計画に限る。）及び調整に関すること。 イ 公共下水道事業に係る都市計画並びに都市計画事業の決定及び認可の申請に関すること。 ウ 公共下水道等の施設に係る災害対策の計画に関すること。

部	課	班	事 務 分 掌
			エ 公共下水道等の事業に係る補助金に関すること。 (課内他班の所管に属するものを除く。)
		設計班	ア 公共下水道等の事業の実施計画に関すること。 イ 公共下水道等の管渠（改築事業を含む。）の設計に関すること。 ウ 公共下水道等の管渠の災害復旧の設計に関すること。 エ 課に属する用地に関すること。
		建設班	ア 公共下水道等の管渠（改築事業を含む。）の施工に関すること。 イ アに掲げる管渠の災害復旧の施工に関すること。 ウ 公共下水道の供用開始に関すること。 エ 下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金の賦課に関すること。
	下水道管理課	公共下水道等の適正な機能保持及び普及促進を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		管理班	ア 公共下水道等の財産（ただし、処理施設内の公共下水道等の財産を除く。）の管理に関すること。 イ 河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない水路（第3号において単に「水路」という。）の管理に関すること。 ウ アに掲げる財産の地下埋設協議等に関すること。 エ 開発行為に係る下水道施設の調査及び指導に関すること。 オ 下水道施設の引取り（採納）及び管理に関すること。 カ 国・県等への占用許可申請に関すること。 キ 公共下水道等（処理施設を除く。）の台帳に関すること。 ク 公共下水道等に接続する排水設備に関すること。 ケ 公共下水道の未普及世帯への普及活動に関すること。 コ 非常事態時及び緊急事態時の対応に関すること。 サ 課内他班の所管に属しないこと。
		施設班	ア 公共下水道等の施設（管渠を除く。）の維持管理に関すること。 イ アに掲げる施設の維持修繕に関すること。 ウ アに掲げる施設の非常事態時及び緊急事態時に係る維持修繕に関すること。
		工事班	ア 公共下水道等の管渠の維持管理に関すること。 イ アに掲げる管渠の維持修繕の設計、施工及び監督に関すること。 ウ アに掲げる管渠の保守、維持修繕委託及び調査、改善に関すること。 エ 市街化区域内の水路及び用悪水路の改良及び維持修繕に関すること。 オ アに掲げる管渠の非常事態時及び緊急事態時の維持修繕に関すること。

部	課	班	事 務 分 掌
	終末処理場 管理課	公共下水道等の施設（処理施設に限る。）における適正な処理を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		水質管理班	ア 工場及び事業場からの排水に係る規制及び指導に すること。 イ 特定施設及び除害施設の届出に関すること。 ウ 集落排水処理施設の水質管理に関すること。 エ 部内の水質及び下水処理等に関すること。 オ 課内他場の所管に属しないこと。
		中央終末処 理場	ア 中央終末処理場、中継ポンプ場等施設及び集落排水 処理施設内の維持管理に関すること。 イ アに掲げる施設の台帳に関すること。 ウ 中央終末処理場の水質管理に関すること。 エ 集落排水処理施設内の用地に関すること。 オ 中央終末処理場屋上スポーツ広場の管理に関するこ と。
		和歌川終末 処理場	ア 和歌川終末処理場及び中継ポンプ場等の維持管理に 関すること。 イ 和歌川終末処理場及び中継ポンプ場等の施設の台帳 に関すること。 ウ 和歌川終末処理場の水質管理に関すること。
		北部終末処 理場	ア 北部終末処理場の維持管理に関すること。 イ 北部終末処理場の施設の台帳に関すること。 ウ 北部終末処理場の水質管理に関すること。
	下水道施設 課	処理施設等の機能向上及び効率化を目的として、次の事務及びその 他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
		施設班	ア 公共下水道等の終末処理場及びポンプ場の土木及び 建築の設計及び施工に関すること。 イ アに掲げる施設の土木及び建築の改築事業及び耐震 事業に関すること。 ウ アに掲げる施設の土木及び建築の災害復旧に係る 設計及び施工に関すること。 エ 公共下水道等の事業の実施計画に関すること。 オ アに掲げる施設（農業集落排水及び漁業集落排水を 除く。）の用地に関すること。 カ 課内他班の所管に属しないこと。
		設備班	ア 公共下水道等の終末処理場及びポンプ場の設備の 設計及び施工に関すること。 イ アに掲げる施設の設備の改築事業及び耐震事業に 関すること。 ウ アに掲げる施設の設備の災害復旧に係る設計及び 施工に関すること。 オ 公共下水道等の事業の実施計画に関すること。